

第3章 計画推進に向けて

1 市の体制の整備

- 「子ども・若者支援地域協議会」を活用し、市の関係部局と緊密な連携を図り、子ども・若者育成支援を実施していきます。
- 豊橋市青少年問題協議会の意見を踏まえ、提言や意見を施策等に反映し、計画を推進していきます。

2 国・県との連携の充実

- 地方公共団体の責務として、「子ども・若者育成支援推進法」では、子ども・若者育成支援に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、施策を策定し、実施すると規定されています。このため、これまで以上に国・県との緊密な連携を図り、子ども・若者育成支援を実施していきます。
- 「子ども・若者支援地域協議会」を活用し、国、県の支援機関とも緊密な連携を図り、子ども・若者育成支援を実施していきます。

3 市民団体等との連携の充実

- 子ども・若者の社会参加を推進していくため、健全育成団体が実施する事業を積極的に支援するとともに、これらの団体との更なる連携の強化を図ります。
- 「子ども・若者支援地域協議会」を活用し、学校、地域、ボランティア団体・NPO等との連携を図り、相互の協力のもとに、子ども・若者の育成支援の促進を図ります。

4 計画の目標指標（5年後）

○【基本的な柱1】

- ・青少年団体の加入率を高めます。 （青少年団体への加入率 67.9%：H21 年度）
- ・子ども・若者の健全育成に資する講座、教室等の参加者数を増やします。
(2,342 人：H21 年度)

○【基本的な柱2】

- ・子ども・若者総合相談窓口での、相談件数を増やします。
(相談件数 491 件：H21 年度)
- ・社会生活に困難を抱える若者の、就労・就学に結びつけた件数を増やします。
(子ども・若者自立支援事業での進路決定者 25 人：H21 年度)

○【基本的な柱3】

- ・放課後児童健全育成事業箇所数を 64 か所にします。 （55 か所：H21 年度）
- ・放課後子ども教室運営事業箇所数を 8 か所にします。 （5 か所：H21 年度）

○【基本的な柱4】

- ・青少年施設の年間総利用者数を増やします。 （78,762 人：H21 年度）